

食品流通構造改善緊急対策事業の概要

1. 事業の内容

食品流通構造改善緊急対策事業（以下「緊急対策事業」といいます。）は、「食品流通構造改善促進法」に基づく事業の一環として、食品流通業界の構造改善に必要な設備・機器の開発・導入に対し、食品販売事業協同組合等を支援することを目的としています。

2. 対象施設

食品流通業界の構造改善に必要な設備・機器で、「①情報」、「②物流」、「③多温度帯」、「④省エネ」及び「⑤廃棄物」の各分野における最新の設備・機器類が対象となります（2ページ以降の対象となる設備・機器を参照）。

3. 事業の実施要件

緊急対策事業を実施するためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

要件① 対象事業者	次のいずれかの事業者が対象となります ①食品販売事業協同組合等 ②食品販売業者 食品販売事業協同組合等に所属している食品の小売業者、卸売業者又は外食事業者（同一の組合等に所属する事業者3名以上の参加が必要です。）
要件② 実施資格	食品流通構造改善促進法に定める構造改善事業のうち、「食品販売業近代化事業」についての農林水産大臣の認定を受けていること。

4. 支援の内容

緊急対策事業では、設備・機器の導入形態として次の2つの導入方法から選択できます。

機構が導入に必要な資金の「3分の2相当額」を負担します。この「3分の2相当額」は導入後、所定の方法で「5ヵ年以内に無利子で返済」していただきます。

導入方式		内 容
①	割賦方式 (設備・機器の購入)	設備・機器の購入資金の3分の2相当額を機構が無利子支援 事業者は必要な資金の3分の1相当額の自己資金（手持金、金融機関からの借入、指定リース会社の割賦）を用意します。この方式では、機構への返済終了後導入設備・機器は事業者のものとなります。（注：返済期間中はリース会社が設備・機器の所有権を留保します。）
②	リース方式 (設備・機器のリース)	設備・機器のリース料の支援 自己資金は不要です。事業者は指定リース会社との契約に基づき設備・機器をリース方式で導入しリース料を支払います。機構が設備・機器導入資金として必要な資金の3分の2相当額を無利子で支援するため、事業者は、「リース料の低減」という形での支援を受けられます。

対象となる設備機器

1. 設備・機器の導入要件

設備・機器の導入に際して以下の①～⑤が基本の要件となります。

- ①革新的な設備・機器であること（概ね3年以内に実用化されたもの）。
- ②食品の鮮度、品質保持が的確かつ効率的に図られるもの。
- ③人手不足の解消、労働環境の改善が図られるもの。
- ④省エネルギー化等により経費の削減及び資源の有効利用が図られるもの。
- ⑤フロン、CO2、NOX等の削減が図られるもの。

2. 設備・機器の運用基準と導入例

設備の類型	開発（改良）事項	導入例
(1) 情報	①小型化・省スペース化したもの ②操作性の簡便なもの ③POS等とのオンライン化が図れるもの ④ディスク容量の増加が図れるもの	・POS（販売時点情報管理システム） ・EOS（商品補充発注システム） ・コンピューターシステム ・計量プリンタ 等
(2) 物流	<冷凍・冷蔵車等> ①運転席に温度調整ができるコントロールスイッチを取り付けたもの ②コンプレッサーの小型化等により積載量の増大が図られるもの ③店舗等の200V電源に接続して夜間市中電源でコンプレッサーが稼動できるもの ④庫内の仕切り混載（冷蔵・冷凍等）により、一括配送が可能であること ⑤ボディをアルミ板等により軽量化するとともに、断熱材にウレタン注入発泡を採用し、効率的に品質保持が図られるもの <フォークリフト等> ①オペレーターの疲労が軽減し、作業効率の向上が図られるもの ②電動バッテリー方式とし、低騒音および省エネルギー化が図られるもの ③電動式、天然ガス式により排ガスをなくし、食品衛生法上の安全性とオペレーターの健康管理が確保できるもの ④小型化（通常馬力）し、狭隘スペースでの作業が可能なもの	・多温度帯輸送車 ・冷凍車 ・保冷車 ・移動販売車 ・常温トラック（防水、防塵等の装置があるもの） 等 ・バッテリーフォークリフト ・多段リーチリフト ・天然ガス式フォークリフト ・「特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律」適合フォークリフト（軽油、ガソリン、LPG燃料を使用） 等

設備の類型	開発（改良）事項	導入例
(2) 物 流	<p><移動販売車></p> <p>①調理施設等を装備し食品衛生法上の安全性が図られるもの</p> <p>②鮮度保持が図られるもの</p> <p>③洗浄用タンクおよび排水用貯蔵タンクを取り付けたもの</p>	<p>・移動販売車</p> <p>等</p>
(3) 多温度帯	<p><ショーケース></p> <p>①霜取り操作を5分の1程度に削減できるもの</p> <p>②半永久的にケース内の清掃を必要としないもの</p> <p>③温度調整を自動化し、ケース内温度の変化が少なくできるもの</p> <p>④結露の防止、断熱性の効果を高めるなど冷凍負荷の軽減が図られるもの</p> <p><冷凍・冷蔵庫></p> <p>①高温・多湿の空気を締め出し、庫内温度の安定が図られるもの</p> <p>②ランニングコスト、メンテナンス費用の削減が図られるもの</p> <p>③断熱材に硬質ウレタンフォームを使用し、熱伝導率を少なくするとともに壁の厚みを薄くし、庫内容積の有効利用が図られるもの</p> <p>④吸音材を使用し、低振動・低騒音が保てるもの</p>	<p>・冷蔵ショーケース</p> <p>・冷凍ショーケース</p> <p>・リーチインショーケース</p> <p>・氷温ショーケース</p> <p>等</p> <p>・冷蔵庫</p> <p>・冷凍庫</p> <p>・予冷庫</p> <p>・プレハブ冷蔵庫</p> <p>・プレハブ冷凍庫</p> <p>等</p>
(4) 省 エ ネ	<p>①省電力化が図られるもの</p> <p>②省エネルギー化が図られるもの</p> <p>③資源の有効利用が図られるもの</p>	<p>・冷蔵・冷凍ショーケース</p> <p>・冷蔵・冷凍庫</p> <p>・バッテリーフォークリフト</p> <p>・各種省エネタイプ機器</p> <p>・通い容器</p> <p>等</p>
(5) 廃 棄 物	<p>①鮮魚流通容器等の効率回収および保管・運搬経費の効率化が図られるもの</p> <p>②高熱処理等により廃棄物容量の減少化が図られるもの</p> <p>③可能な限り再資源化が図られるもの</p> <p>④ランニングコスト等費用の削減が図られるもの</p>	<p>・食品残渣処理装置</p> <p>・発泡スチロール処理装置</p> <p>・ビン、缶等圧縮回収機</p> <p>・ダンボール圧縮機</p> <p>等</p>

設備の類型	開発（改良）事項	導入例
(6) その他 茶関連	<p><ティバック充填装置></p> <p>①計量と充填包装が完全自動化のもの</p> <p>②自動工程により品質管理の向上が図られるもの</p> <p><遠赤外線火入機></p> <p>①製品歩留まりの向上が図られるもの</p> <p>②従来の機器と比較して、燃費が大幅（2分の1程度）に減り、経費の削減が図られるもの</p> <p><色彩選別機></p> <p>①木部の混入を瞬時に判別し、確実に取り除くことができるもの</p> <p>②木部・黄葉の混入を防ぎ、美観、味、香り、色彩を向上させ、付加価値を高めることができるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス充填包装機 ・自動包装機 <p style="text-align: right;">等</p>
米関連	<p><遠赤外線火入機></p> <p>①製品歩留まりの向上が図られるもの</p> <p>②従来の機器と比較して、燃費が大幅（2分の1程度）に減り、経費の削減が図られるもの</p> <p><色彩選別機></p> <p>①木部の混入を瞬時に判別し、確実に取り除くことができるもの</p> <p>②木部・黄葉の混入を防ぎ、美観、味、香り、色彩を向上させ、付加価値を高めることができるもの</p> <p><色彩選別機></p> <p>①安定した光量が確保され、最適な状態で選別が図られるもの</p> <p>②異物噴射の応答速度が早く、着色異物の混入の多い原料でも確実に選別できるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回転ドラム火入機 ・遠赤外線乾燥火入機 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力選別機 ・色彩選別機 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩選別機 ・全自動計量包装機 <p style="text-align: right;">等</p>

3. 適用対象外の設備・機器

対象外の 設備・機器	<p>右に挙げるもの等は、この事業の対象とはなりません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、構築物、内装工事等 ・開発（改良）後、相当の年月が経過しているもの ・作業台（テーブル）等 ・常温ショーケース（ゴンドラ、棚板、ラック等） ・店内の照明関係設備 ・店内等の空調関係設備 ・常温トラック、マイクロバス等 ・店内配送車（カートラック、トレイカート、等） ・その他備品的なもの ・指導料、研修会費、手数料等 ・消費税等税金類、保険料等
---------------	---------------------------------	--

（注1）割賦・リース方式いずれの場合も、機構が指定するリース会社が構造改善計画の認定を受けた後の手続業務等を代行します。

（注2）自己資金の調達方法にはア. 手持自己資金 イ. 株式会社日本政策金融公庫等の制度融資（低利・長期） ウ. 民間金融機関からの借入 エ. 指定リース会社からの割賦販売を利用することが出来ます。

事業の実施手順

1. 申請準備

手順		作業者	作業内容
①	本事業への参加の意思確認	導入事業者とその所属する食品販売事業協同組合等の団体	導入を希望している事業者は、その所属している食品販売事業協同組合等の団体に対し、本事業の参加意向を伝へ団体の承認を得る。 相談を受けた団体は、本事業への参加の意向がある場合には、理事会又は総会にて正式に承認する。(ただし事業者の何らかの共同化及びそのための施設の整備が必要。)
②	導入する緊急対策事業設備・機器の選定	導入事業者	メーカー、販売業者等から導入を予定している緊急対策事業設備・機器のカタログと見積書を取得する。
③	指定リース会社との協議	導入事業者と指定リース会社	指定リース会社※と本事業の参加について割賦契約又はリース契約の締結の可否について協議を行う。
④	構造改善計画の作成	食品販売事業協同組合等の団体	各導入事業者の計画をとりまとめ、構造改善計画を作成する。

* 指定リース会社とは、食流機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社のことです。この指定リース会社以外のリース会社では本事業を実施することはできません。

* 指定リース会社は見積書の作成にあたり、導入希望者の信用調査を行い、契約が可能か否かの判断を行います。信用調査の結果によっては、見積書を作成できない場合があります。

* 導入事業者が見積書を取得できない場合は、本事業を実施することはできません。

* 指定リース会社の詳細等は、食流機構・構造改善部までお問合せください。

2. 構造改善計画の申請

手順		作業者	作業内容
①	食品販売業近代化事業に係る構造改善計画の作成	食品販売事業協同組合等の団体	各導入事業者の計画をとりまとめ、構造改善計画を作成する。
②	構造改善計画の申請	食品販売事業協同組合等の団体	申請先は、構造改善事業の種類によって若干異なります。
※	農林水産省は提出書類を審査し、問題がなければ約1ヶ月ほどで構造改善計画の認定を行います。		

※計画を作成する食品販売事業協同組合等の団体が全国団体か地方団体かで、提出先が、異なります。

申請者 (地方団体) → 地方農政局・沖縄総合事務局

申請者 (全国団体又は北海道) → 農林水産省本省

3. 食流機構への申請

手順		作業者	作業内容
①	申請書類の作成 「参加申込書」	導入事業者	申請書類一式（参加申込書、設備・機器のカタログ及び見積書、正副2部を組合等に提出。
②	提出書類の取りまとめ	食品販売事業協同組合等の団体	食品販売事業協同組合等の団体は、導入事業者の作成した申請書類を集める。
③	申請書類の提出 「参加申込書」	食品販売事業協同組合等の団体	集めた申請書類に押印し、食流機構に提出する。

* 食流機構は、事業の円滑な運営のため、構造改善計画が認定された時点で、指定リース会社に導入事業者の計画を通知しますので、指定リース会社から施設の導入に関する協議の申し入れの連絡がある場合があります。

4. 食流機構での手続

手順		作業者	作業内容
①	構造改善小委員会との協議	食流機構→構造改善小委員会	「参加申込書」を機構内で審査した後、事業実施計画を策定し、食品流通構造改善小委員会に諮る。
②	認定手続	食流機構	構造改善小委員会からの承認通知を受け、機構内で認定手続を行う。
③	認定の通知（1）	食流機構	食品販売事業協同組合等申請団体に対し参加承認の通知を行う。
	認定の通知（2）	食品販売事業協同組合等の団体	導入事業者に対し参加承認の連絡を行う。
④	個別対応の指示	食流機構	機構は、指定リース会社に対し導入事業者との個別対応を指示する。

5. 契約手続

手 順		作業者	作業内容
①	契約締結	導入事業者と取扱リース会社 (= 指定リース会社で契約締結する会社)	導入事業者は指定リース会社と個別契約 (割賦契約又はリース契約) を締結する。
②	契約関係書類提出	取扱リース会社	取扱リース会社は契約関係書類 (写) を添えて預託金確認書を機構宛に提出する。
③	負担金預託	食流機構	機構は取扱リース会社に対し、設備・機器代金の3分の2相当額を預託する。
④	設備・機器代金の支払	取扱リース会社	取扱リース会社は、販売業者に対し設備・機器代金を支払う。

* 食流機構からの実施決定の通知が届くまで、緊急対策事業設備・機器の導入は行えません。
実施決定日前に設備・機器を導入した場合、実施決定を取り消されます。

6. 負担金の返済

①	負担金返済	取扱リース会社 導入事業者	取扱リース会社は、導入事業者から個別契約に基づき機構負担金の回収を行う。
②	負担金返済	取扱リース会社	取扱リース会社は、導入事業者から回収した機構負担金を原則として年2回 (9月末日、3月末日) 機構に対し返済を行う。

7. 報告

①	実施状況報告	食品販売事業協同組合等の団体 →農林水産省	食品販売事業協同組合等は、当該年度の「構造改善事業実施状況報告書」を農林水産省に提出する。 (事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで毎年度4月末日までに報告する。)
②	実施状況報告	事業実施者 →食流機構	事業実施者は、当該年度の「構造改善事業実施状況報告書」を食流機構に提出する。 (事業を開始した年度から事業を終了した年度の翌年度までの各年度終了後1月以内に報告する。)